あなたの「不安」を「安心」に変える

成年後見制度を知ってますか？

社会福祉士があなたの安心を応援します。

石川県社会福祉士会成年後見センター

ぱあとなあ石川

悪質商法などの被害が心配…

母親に認知症の傾向が。
離れて暮らしているので
訪問販売など悪質商法に
ねらわれたら心配……

将来に不安が…

ひとり暮らしなので、
将来、認知症や病気に
なったときのことが
不安です。

お金の管理や契約に自信がない…

最近、お金の管理に自信が
なくなってきました。
財産の管理を安心して
任せられる人がいたら、
と思うのですが……

社会福祉士とは…

社会福祉士は、社会福祉に関する相談援助を業務とする国が定めた専門職（国家資格者）です。
社会福祉士の職場は、社会福祉施設や介護保険事業所、病院、福祉事務所、社会福祉協議会等社会福祉のあらゆる職域で活動しています。また最近は、福祉分野に限らず教育、司法等の分野にもソーシャルワーカーとして定着してきています。
その中で、日本社会福祉士会は、成年後見活動をすすめるために、成年後見人養成研修を実施し、受講修了者によって、権利擁護センター「ぱあとなあ」を立ち上げました。当会においても、「ぱあとなあ石川」を発足させ、後見活動を行っています。
「ぱあとなあ」登録者は、社会福祉士の「倫理綱領」基本理念にそって、他の専門職団体等とのネットワークを生かしたきめ細やかな後見活動にあたっています。

判断能力がある人が利用できる任意後見制度を利用したいときはどうしたらよいですか？

〈任意後見制度の利用のしかた〉

本人と任意後見を依頼された人が任意後見の内容（どのようなサポートをするかなど）を話し合います。

本人と任意後見受任者が、公証役場で公正証書を作成し、正式に契約を交わします。

※依頼された人が任意後見受任者となります。

▼

本人の判断能力が十分でなくなったとき、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

【申立てのできる人】

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者。ただし、本人に身寄りがない場合などは、任意後見受任者は、任意後見受任者が申立てることが多いでしょう。

※申立てに必要な書類については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

▼

家庭裁判所が任意後見監督人を選任した後、任意後見受任者は任意後見人となり、任意後見監督人の下で契約内容にそって本人を保護、支援します。

一般社団法人
石川県社会福祉士会
成年後見センター

ぱあとなあ石川の活動

- ●成年後見制度普及（普及啓発資料の作成、セミナー開催、市町村成年後見制度利用支援事業の普及）
- ●成年後見相談（福祉の困りごと相談、制度紹介・手続き援助）
- ●社会福祉士後見人の養成（日本社会福祉士会と連携し、後見人の養成）
- ●社会福祉士後見人の登録・活動支援（家庭裁判所登録調整や毎月の定例会の開催、現任研修）
- ●連携の促進（他の専門職団体との連携、日常生活自立支援事業との連携）

〈連絡先〉**成年後見センター ぱあとなあ石川事務局**
〒920-8557
石川県金沢市本多町３丁目１番10号
（石川県社会福祉会館２階）
TEL 090-4329-2255
平日　10：00～16：00

未成年後見に関する活動
（受任相談等）

お気軽にご相談ください。

成年後見制度とは…

成年後見制度は、**認知症、精神障害、知的障害など**の理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援をする制度です。

具体的には何をしてくれるの？

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理など（財産管理）や、日常生活での様々な契約など（身上監護）を、支援します。

支援を受けられるのは、**下記のような法律行為**です。

財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。

身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療、福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわってくる契約などの支援。

たとえば…

家事や健康管理を自分自身で行うのが難しい場合、介護、福祉サービスなど本人の生活や健康管理に必要なサービスの契約や費用の支払いを行い、さらにサービスが適切に実行されているかを確認します。また、預貯金などの財産管理などを行います。

支援する人が利用者本人に代わって契約などを行ったり（代理権）、本人のみで行った不利益な契約などの行為を取消す（同意権・取消権）など、本人を保護し、援助を行います。

代理権

本人に代わって契約などの法律行為ができる権限です。本人の生活に必要な契約などを行い、援助します。

同意権・取消権

本人が契約などの法律行為を行うにあたり、支援する人の同意が必要になります。
また、支援する人の同意がないまま本人が契約など法律行為を行った場合には、支援する人がその行為を取消すことができます。

利用者の状態によって、受けられる支援は違うのですか？

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度という２つの制度があります。
さらに、法定後見制度は利用する人の判断能力の程度に応じて３つに分けられます。

	法定後見制度（判断能力が不十分な人）			任意後見制度（将来にそなえたい人）
類型	後　見	保　佐	補　助	任意後見制度
対象者（利用者本人）	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人	判断能力のある人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・身上監護			
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
同意権取消権	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

※日用品の購入（スーパーマーケットなどでの日用品の買い物など）その他日常生活に関する行為

成年後見制度を利用したいときはどうしたらよいですか？

〈法定後見制度の利用のしかた〉

本人の住所地(生活の本拠地)にある家庭裁判所に成年後見等の開始の審判を申立てます。

※成年後見人等とは、保佐人、補助人を含む

【申立てのできる人】

本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長（身寄りのない高齢者の場合など）、検察官など

【申立てのとき】

戸籍謄本や医師の診断書など、申立てに必要な資料を提出します。

※申立てに必要な書類については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。

家庭裁判所で申立書を審理し、成年後見人等を選任します。

申立人が、法定後見制度をなぜ利用したいのか、申立ての理由（本人の生活状況や精神状態など）を申立書に記載して提出します。それを受けて審理が開始されます。「後見」「保佐」「補助」の審理を開始する際には、原則として本人の判断能力を医師に診断してもらうことが必要です。そして家庭裁判所の調査官が本人や申立人、家族等から本人の精神的な障害の程度や生活状況を確認して、その事情に応じて、もっとも適切と思われる人（候補者・専門職・市民後見人等）を選任します。

成年後見人等が支援を開始します。